

# 「店舗面積」の範囲について

出典：大規模小売店舗立地法第4版解説編 I

含まれる部分

- ① 売場（直接物品販売の用に供する部分）
- ② ショーウインド
- ③ ショールーム等
- ④ サービス施設  
（手荷物一時預り所、買物品発送等承り所  
買物相談所、店内案内所その他顧客に  
対するサービス施設）
- ⑤ 物品の加工修理場のうち顧客から引受の  
用に直接供する部分

含まない部分

- ① 階段
- ② エスカレーター
- ③ エレベーター
- ④ 売場間通路及び連絡通路
- ⑤ 文化催場
- ⑥ 休憩室
- ⑦ 公衆電話室
- ⑧ 便所
- ⑨ 外商事務室等
- ⑩ 事務室・荷扱い所
- ⑪ 食堂等
- ⑫ 塔屋
- ⑬ 屋上
- ⑭ はね出し下・軒下等